

## 元女性女性国税専門官からのひとこと～暗号資産～

暗号資産（仮想通貨）とは、オンライン上で商品やサービスの支払い、法定通貨との交換、不特定多数の利用者間での取引などに使用できる財産的価値のことです。

国やその中央銀行が価値を保証する法定通貨と違い、国等による裏付けがないことから価格が大きく変動しやすいのが特徴です。そのため投機対象として利用されています。

### 暗号資産に関する法制度の整備

暗号資産（仮想通貨）は不正アクセスによる消失などのトラブルが多発したため、近年は利用者保護を目的とした法による規制が整備されつつあります。

2017年に施行された「改正資金決済法」では、暗号資産の交換業者に対し、金融庁・財務局への登録制を導入しました。また利用者に対しては、口座開設時に本人確認を義務付けています。さらに2020年施行の同法改正では、暗号資産の管理や取引の適性化に関する法整備がより一層進みました。例えば、これまで暗号資産の取引所および交換所はホットウォレット（オンライン接続状態）で管理されていました。ホットウォレットは、送金や取引スピードが早い手軽さがありますが、セキュリティ面のリスクが高いとされています。そのため、法改正後はコールドウォレット（オンラインに接続しない状態）での管理が原則となっています。

他にも広告や勧誘の規制、交換業者倒産時の優先弁済権の創設、不正な価格操作の禁止など様々な改正が行われました。今後も暗号資産の普及に従い、利用者保護や適正な取引に関する法整備が進むと考えられます。

### 暗号資産の取引の税金

暗号資産（仮想通貨）の取引で発生した利益は課税対象です。個人で投資した暗号資産（仮想通貨）の売買で生じた損益は、原則として雑所得に分類されます。つまり、金融資産から生じる配当や利息のように分離課税ではありません。給与所得など他の所得と合わせて算出される「総所得金額」に応じて税率が変動する「累進課税」が適用され、5%から45%の所得税が課されます。住民税や復興特別所得税を合わせた場合の最大税率は約55%です。

また暗号資産（仮想通貨）はすでに取得したものを保有しているだけなら課税対象になりません。課税対象となるのは、エアドロップなどによる新たな暗号資産（仮想通貨）の取得、保有している暗号資産（仮想通貨）の法定通貨への換金、あるいは決済・交換などによって確定した利益です。従って、どれだけ含み益が発生している状態であっても、利益が確定しない限り、すでに取得して保有しているだけの暗号資産（仮想通貨）については確定申告の義務も発生しません。